

第1回県北地区新設高等学校統合検討委員会

日時 令和4年7月28日(木) 15:00～
会場 岩手県立一戸高等学校 会議室

次第

- 1 開会
- 2 岩手県教育委員会あいさつ
- 3 経過報告
- 4 統合検討委員の委嘱
- 5 委員長及び副委員長の選出
- 6 協議
 - (1) 県北地区新設高等学校統合検討委員会設置運営要綱(案)について
 - (2) 県北地区新設高等学校統合検討委員会の組織(案)について
 - (3) 統合検討委員会等に関するスケジュール(案)について
 - (4) 主な検討事項等(案)について
 - (5) 県北地区新設高等学校校名について
 - (6) 校舎制について
 - (7) その他
- 7 その他
- 8 閉会

県北地区新設高等学校統合検討委員会名簿

	氏 名	所 属	備 考
1	鳩 岡 矩 雄	二戸市教育委員会	
2	中 嶋 敦	一戸町教育委員会	
3	生 内 雄 二	二戸市商工会	
4	中 村 善 雄	一戸町商工会	
5	筒 井 裕 一	二戸地区中学校校長会	二戸市立福岡中学校
6	佐々木 由貴子	一戸町校長会	一戸町立一戸中学校
7	田 家 亘	二戸市 PTA 連合会	二戸市立福岡中学校 PTA
8	田 中 勝 也	一戸町 PTA 連合会	一戸町立一戸中学校 PTA
9	中 奥 孝 宏	岩手県立福岡工業高等学校同窓会	
10	高 村 正 彦	岩手県立一戸高等学校同窓会	
11	小笠原 定 吉	岩手県立福岡工業高等学校 PTA	
12	佐 藤 佳 子	岩手県立一戸高等学校 PTA	
13	今 野 雅 之	岩手県立福岡工業高等学校	
14	上 野 光 久	岩手県立一戸高等学校	
15	佐々木 正 人	岩手県立福岡工業高等学校	
16	新 田 剛 史	岩手県立一戸高等学校	

委員長及び副委員長の選出

委員長 []

副委員長 []

協議事項

- (1) 県北地区新設高等学校統合検討委員会設置運営要綱（案）について・・・ P 3
- (2) 県北地区新設高等学校統合検討委員会の組織（案）について・・・ P 5
- (3) 統合検討委員会等に関するスケジュール（案）について・・・ P 6
- (4) 主な検討事項等（案）について・・・ P 7
- (5) 県北地区新設高等学校校名について・・・ P 8
- (6) 校舎制について・・・ P 9
- (7) その他

県北地区新設高等学校統合検討委員会設置運営要綱（案）について

（目的）

第1 この要綱は、「新たな県立高等学校再編計画後期計画」の統合に係る検討に向け県教育委員会（以下「県教委」という。）が定めた「新高等学校統合検討委員会設置運営要綱」に基づき、岩手県立福岡工業高等学校及び岩手県立一戸高等学校の統合に関する諸課題とその対応策を検討するため、県北地区新設高等学校統合検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を設置運営することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（検討委員会の設置）

第2 県教委は、関係各高等学校および関係者と協議のうえ、検討委員会を設置する。

（所掌事務）

第3 検討委員会は、県北地区新設高等学校の統合に関する諸課題とその対応策について検討する。

（組織）

第4 検討委員会は、関係各高等学校及び関係機関等により組織する。

2 検討委員会に、小委員会を置く。

3 小委員会は、検討委員会の命を受けて、統合に係る諸課題及び教育内容に係る諸課題等について検討する。

（委員）

第5 検討委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

関係各高等学校の校長、副校長、PTA代表、同窓会代表、市町村教育委員会代表、産業界の代表、中学校長代表（地区の中学校長会代表等）、中学校PTA代表等

2 小委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

関係各高等学校の副校長、事務長、事務職員、関係校務分掌主任等（必要に応じてPTA、同窓会、中学校、中学校PTA関係者を加えることができる）

（委員の任期）

第6 第5に定める委員の任期は、検討が完了するまでとする。

（職の設置）

第7 検討委員会及び小委員会に次の職を置く。

① 委員長 1名

② 副委員長 1名

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(代理出席)

第8 団体を代表する委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、当該団体に所属する者を代理人として出席させることができる。

2 前項の規定により、代理人が会議に出席する場合は、代理人の行為を委員の行為とみなす。

(委員の委嘱)

第9 検討委員会の委員は、関係各高等学校長の推薦により県教委教育長が委嘱する。

2 小委員会の委員は、検討委員会委員長が委嘱する。

(会議)

第10 会議は委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

(検討チーム)

第11 検討委員会及び小委員会の検討の円滑化を図るため、関係各高等学校に検討チームを置く。

2 検討チームは、校長の命を受け個別、具体的な課題について検討する。

3 検討チームの構成員は、次に掲げる者から校長が指名する。

副校長、事務長、事務職員、関係校務分掌主任等

(事務局)

第12 検討委員会の事務局は、岩手県立一戸高等学校に置く。

2 検討委員会の庶務は、事務局において処理する。

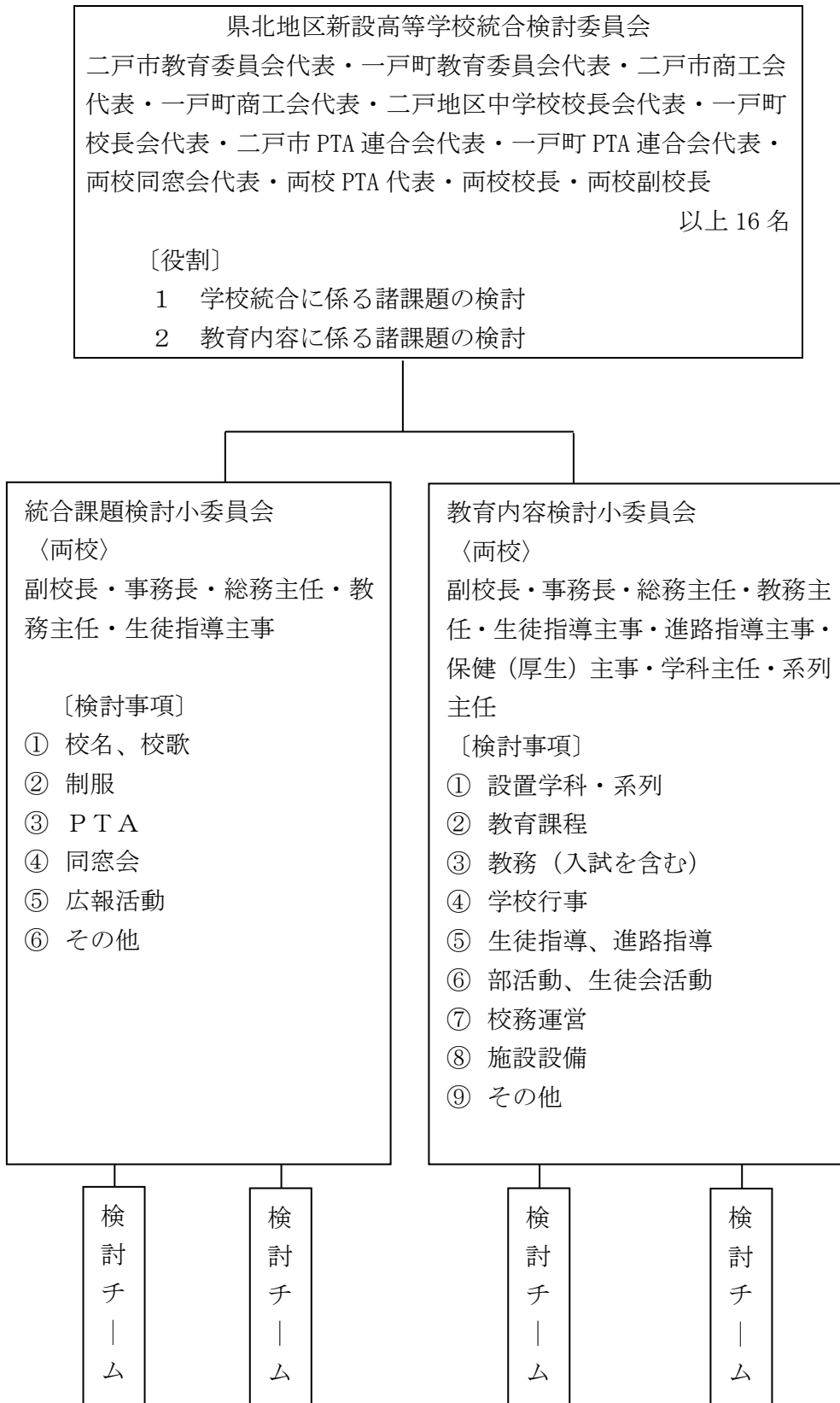
(補足)

第13 この要綱に定めるほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月28日から施行する。

県北地区新設高等学校統合検討委員会の組織（案）



統合検討委員会等に関するスケジュール(案)

回	開催時期	検討内容
第1回	令和4年 7月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画についての経過報告 ・ 委員の委嘱 ・ 委員長及び副委員長の選出 ・ 統合検討委員会設置運営要綱について ・ 統合までのスケジュール等の確認 ・ 主な検討事項 ・ 校名(案)の検討(決定方法について) ・ 校舎制について
第2回	令和4年 9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校名(案)の検討(校名候補の決定) ・ 教育内容の検討① ・ 校章、校歌、校訓、制服等について①
第3回	令和4年 11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育内容の検討② ・ 校章、校歌、校訓、制服等について②(案の提示等) ・ 部活動について①
第4回	令和5年 2月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校章、校歌、校訓、制服等の決定について ・ 部活動について② 等
第5回 (予備)	令和5年 5月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 細部の確認 ・ その他

主な検討事項等（案）

本統合検討委員会では、P13 別表 2 に示されているような事項のうち統合新設校の根幹に関わることを検討することとする。

項 目	検 討 内 容
校名変更等	校名の検討、校訓又は校是の検討
教務関係	学科等の名称の検討、教育課程の編成（教育内容の検討）
部活動等	設置する部、活動場所等
その他	校章の検討、校歌の制定（作詞、作曲、編曲）、制服の選考・決定

- その他新設校運営のための詳細な事項は、両校の職員で構成する統合準備委員会を設置し検討する予定である。

県北地区新設高等学校校名について

○校名については公募を実施することにより、広く案を募ることとしたい。

- ・提案理由

校名の公募を実施することにより、新設校について興味関心を持って頂き、地域に新しい学校を設置するという意識の醸成を図るため。

校舎制について

○独立校舎型としたい。

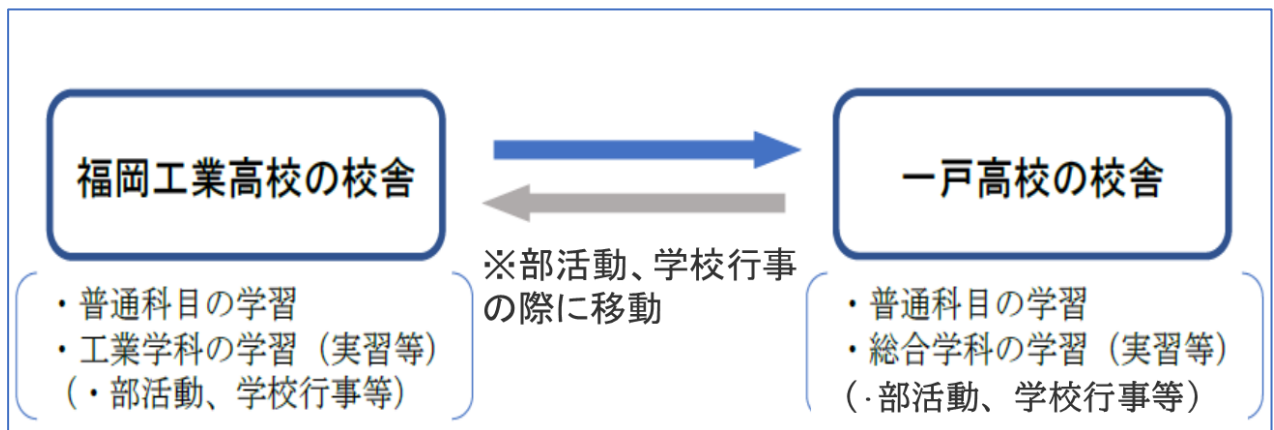
・提案理由

現在の両校舎及び実習施設を有効に活用して効率的に授業を行うために「独立校舎型」としたい。

<独立校舎型>

独立校舎型では、工業学科の生徒が福岡工業高校の校舎で、総合学科の生徒が一戸高校の校舎で別々に学び、部活動や学校行事の際に生徒が移動し、合同で活動する。

福岡工業高校の校舎、一户高校の校舎それぞれの校舎で授業をおこない、部活動、学校行事等は移動しておこなう。



新高等学校統合検討委員会設置運営要綱

(目的)

第1 この要綱は、新たな県立高等学校再編計画後期計画（以下「後期計画」という。）の統合校（後期計画により統合された後の高等学校をいう。）に関する諸課題とその対応策を検討するため、新高等学校統合検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置運営することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(検討委員会の設置)

第2 県教育委員会（以下「県教委」という。）は、関係各高等学校及び関係者と協議のうえ、統合校ごとに検討委員会を設置する。

(所掌事務)

第3 検討委員会は、高等学校の統合に関する諸課題とその対応策について検討する。

(組織)

第4 検討委員会の組織は、別表1を基本とする。

2 検討委員会は、関係各高等学校により組織する。

3 検討委員会に、必要に応じて小委員会を置くことができる。

4 小委員会は、検討委員会の命を受けて、学校統合に係る諸課題及び教育内容に係る諸課題等について検討する。

(委員)

第5 検討委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

関係各高等学校の校長、副校長、PTA会長、同窓会長、市町村教育長（地区の教育長協議会代表等）、中学校長代表、中学校PTA代表等

2 小委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

関係各高等学校の副校長、事務長、事務職員、関係校務分掌主任等

3 小委員会の委員に必要に応じて次の者を加えることができる。

PTA副会長、同窓会副会長、中学校長、中学校PTA代表等

(委員の任期)

第6 第5に定める委員の任期は、検討が完了するまでとする。

(職の設置)

第7 検討委員会及び小委員会に次の職を置く。

① 委員長 1名

② 副委員長 1名

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(代理出席)

第8 団体を代表する委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、当該団体に所属する者を代理人として出席させることができる。

2 前項の規定により、代理人が会議に出席する場合は、代理人の行為を委員の行為とみなす。

(委員の委嘱)

第9 検討委員会の委員は、関係各高等学校長の推薦により県教委教育長が委嘱する。

2 小委員会の委員は、検討委員会委員長が委嘱する。

(会議)

第10 会議は委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

(検討チーム)

第11 検討委員会及び小委員会の検討の円滑化を図るため、関係高等学校ごとに検討チームを置く。

2 検討チームは、校長の命を受け個別、具体的な課題について検討する。

3 検討チームのメンバーは、次に掲げる者から校長が指名する。

副校長、事務長、事務職員、関係校務分掌主任等

(検討項目)

第12 検討項目は、別表2に掲げる項目を基本とする。

(県教委との関係)

第13 県教委事務局の職員は、検討委員会に出席し、必要に応じ指導助言を行う。

2 検討委員会は、検討結果を県教委に報告する。

3 県教委は、当該高等学校の整備に際し、検討委員会における検討結果を参考とする。

(事務局)

第14 検討委員会の事務局は、関係各高等学校のうちいずれかに置く。

2 検討委員会の庶務は、事務局において処理する。

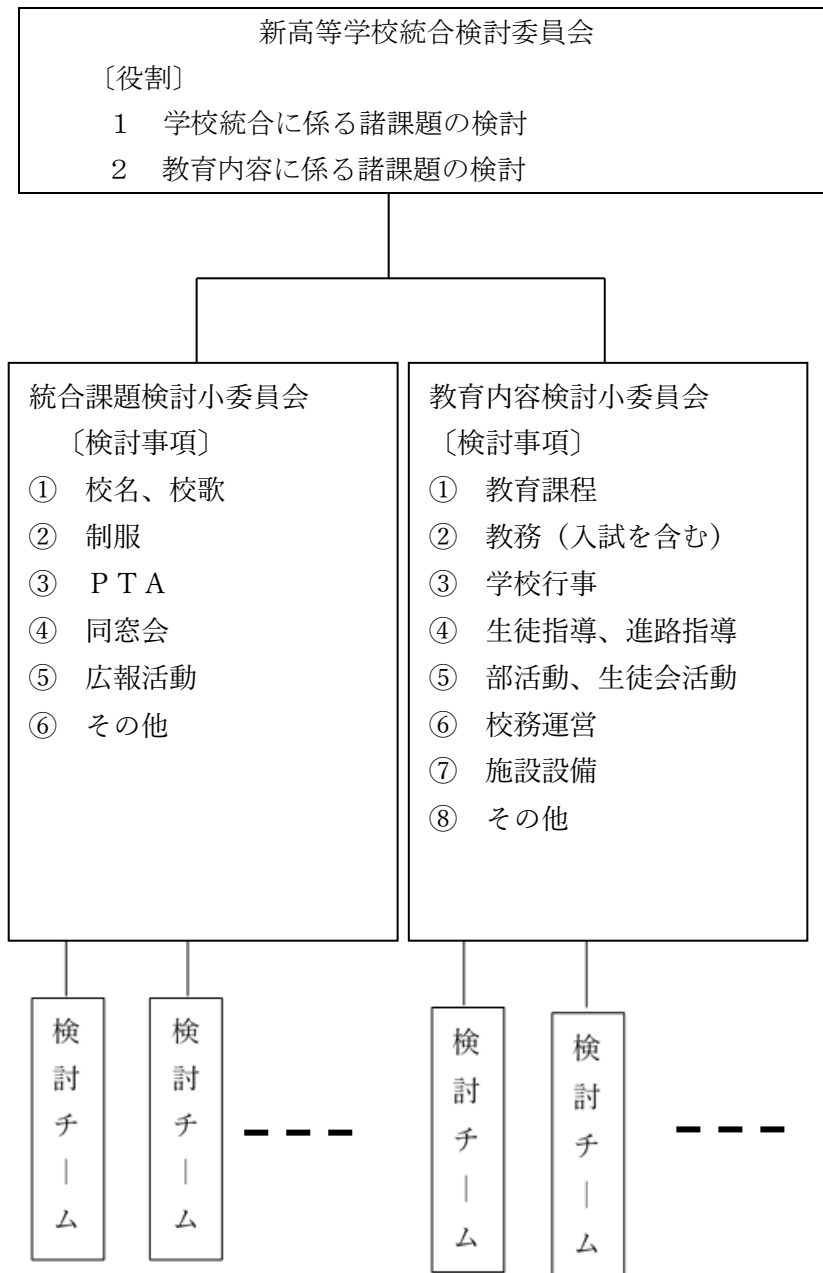
附 則

この要綱は、令和3年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月23日から施行する。

別表 1



※ その他には、統合の内容により個別に検討すべき事項（校舎制の形態、設置学科の名称等）が含まれるもの。

別表 2

項目	検討事項
統合形態等	校舎制の形態、統合に向けたスケジュール等
校名変更等	校名の検討、教育目標、指導計画、校訓又は校是の検討
施設整備関係	校舎間の移動方法等の検討 統合により必要となる施設及び設備の検討
広報	統合再編、学科等の名称の周知等
入試	入試事務体制の整備 入学のしおり等の作成等
校務運営	校務分掌組織の検討、2校舎の運営体制の検討 職員会議、学年会等の開催形態、場所等
教務関係	学科等の名称の検討、学校案内等の作成、教育課程の編成 教科書・教材の決定、社会人講師の確保、教員の研修計画 教務内規の策定、卒業証明等の事務取扱い 指導要録・公簿等の管理、教務管理システムの導入等
進路指導	企業・大学・短大・専門学校への対応等
学校行事	年間行事計画、開・閉校式の準備 入学式、始業式、終業式、卒業式 生徒総会、文化祭、体育祭 修学旅行の形態、引率者、積立て金の取扱い 卒業式等の場所確保、運営方法の検討
生徒指導	校則、生徒指導方針等 校舎が離れていることによる生徒の掌握方法
生徒会活動等	生徒会規約の整備、活動の在り方 生徒会費の調整（各部の活動費、予算配分方法）等
部活動等	設置する部、顧問、活動場所、部室、部活運営 高体連、高文連、高野連等への加盟 生徒の移動方法等
農場運営	農場の規模、運営方法 統合、改編に伴う遊休地の活用方策等
図書館	運営方法 蔵書の整理等
関係組織	農業、工業、商業、水産、家庭クラブへの加盟検討等 PTA（規約、会費、予算執行諸規定の調整） 同窓会（規約、会費、予算執行諸規定の調整） 周年行事に関する検討等
授業形態	教員・生徒の移動方法等
事務	運営方法
その他	公印の作成・管理、校章・校旗の検討 校歌の制定（作詞、作曲、編曲）、制服の選考・決定 校医、歯科医等の人選等

県北地区新設高等学校 校名公募実施要項（案）

県北地区新設高等学校 統合検討委員会

現在の福岡工業高等学校と一戸高等学校が統合し、令和6年4月から工業科と総合学科を設置する新しい学校として生まれ変わります。

この新しい高等学校にふさわしい校名を募集しますので、福岡工業高等学校又は一戸高等学校ホームページの応募フォーム等から、下記の応募内容のとおりご応募ください。

なお、応募いただいた校名は、統合検討委員会において校名を決定する際の参考とさせていただきます。

記

- 1 公募期間 令和4年7月29日（金）～8月21日（日）
- 2 応募先 県北地区新設高等学校 統合検討委員会事務局
- 3 応募方法 各高等学校ホームページの応募フォームに入力して応募してください
（郵送・ファクス・電子メールも可）。

福岡工業高校ホームページ <http://www2.iwate-ed.jp/fut-h/>

一戸高校ホームページ <http://www2.iwate-ed.jp/inh-h/>



- 4 問合せ先 県北地区新設高等学校 統合検討委員会事務局
岩手県立一戸高等学校 新田 剛史（副校長）
〒028-5312 岩手県二戸郡一戸町一戸字蒔前 60-1
電話 0195-33-3042 F A X 0195-33-2777
メールアドレス inh-h@iwate-ed.jp

5 応募内容

応募校名	理由

応募者

氏名 _____ 年齢（ ）

住所 _____

※記載していただいた個人情報、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。取得した個人情報は管理責任者を定め、紛失や漏洩などが発生しないよう積極的な安全対策を実施いたします。